

課税免除と周知状況

課税免除の内容について

(1) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事

次のア及びイに該当し、宿泊する場合は、宿泊税の課税を免除します。

ア 対象者

次の施設に通う児童、生徒並びに引率者

対象施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う施設、居宅訪問型保育事業を行う事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校
------	--



引率者とは、、、

- ・ 児童、生徒の引率を行う学校等関係者
- ・ 心身の障害等により介助を必要とする児童、生徒の介助をする看護師や保護者 など

イ 対象となる行事

学校・学年・施設全体として実施される行事

(修学旅行、学習合宿、林間学校、社会科見学など)

(2) 宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会

次の対象者が、部活動または地域のクラブチームとしてスポーツ大会・文化大会に参加し、宿泊する場合は、宿泊税の課税を免除します。

ア 対象者

次の施設に通う児童、生徒並びに引率者

対象施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う施設、居宅訪問型保育事業を行う事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専修学校
------	--



対象者になる？ならない？

○ なる者の例	× ならない者の例
出場選手、補欠選手、応援のための部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー など	応援のための児童や生徒（部員以外）、応援のための保護者、審判 など

イ 対象となる大会

次の団体又はその加盟団体（当該団体の傘下にある団体も含む）が主催するスポーツ大会又は文化大会

対象団体	(公財) 日本スポーツ協会、(公財) 全国高等学校体育連盟、(公財) 日本中学校体育連盟、(公財) 日本高等学校野球連盟、(公社) 全国高等学校文化連盟、全国中学校文化連盟
------	--

宿泊税の課税免除について



課税免除を受けるには、

(1) 学校長などが「学校行事またはスポーツ大会・文化大会であることの証明書」を作成し、宿泊事業者に提出する必要があります。

【証明書を作成する方】

- ・ 修学旅行等の学校行事の場合・・・学校長、園長などの施設の長
- ・ 部活動の場合・・・・・・・・・・・・・学校長
- ・ クラブチームの場合・・・・・・・・・・・・・学校長、園長などの施設の長又は大会主催者かクラブチーム代表者

(2) 提出しない場合は課税免除となりませんのでご注意ください。

学校行事またはスポーツ大会・文化大会であることの証明書		
宿泊日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	() 泊
活動の種類 (①か②のいずれかを選択してください。)	①<学校等の施設が実施する行事> ※学校・学年・施設全体として実施される行事であること。 <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の行事名 ()	
	②<部活動やクラブチームとして参加するスポーツ大会・文化大会> ※次に示した団体が主催する大会であること。 大会名 () <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人全国高等学校体育連盟又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本高等学校野球連盟又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 公益社団法人全国高等学校文化連盟又はその加盟団体 <input type="checkbox"/> 全国中学校文化連盟又はその加盟団体	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率者含む。) 下記注意事項4、5を参照ください。		
備 考		
上記の宿泊については、長崎市宿泊税条例第4条及び長崎市宿泊税条例施行規則第4条に規定する、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事又は特定の団体が主催するスポーツ大会・文化大会に該当するものであることを証明します。 令和 年 月 日 住 所 地 学校名・施設名・主催団体名又はクラブチーム名 学校長名・施設長名・主催団体代表者名又はクラブチーム代表者名		
【記載にあたっての注意事項】 1 Excel様式上で着色している箇所の欄を入力してください。 2 □の箇所は該当の項目を選択し■にしてください。 3 印刷し、手書きしていただいても結構です。 4 課税免除となる宿泊人数には、学校等が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事又は特定の団体が主催するスポーツ大会・文化大会に参加している方及び引率の方を含みます。 5 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校等の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。 6 押印は不要ですが、学校長、施設長、スポーツ大会・文化大会の主催団体代表者、クラブチーム代表者のいずれか以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電 磁的記録不正出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。		

宿泊税の周知状況について

区分	周知先・周知依頼先	周知内容
旅行団体	全国旅行業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・社内での周知 ・インターネット予約サイトでの表示(本市宿泊税の概要の掲載や、予約申し込み画面における宿泊税の支払方法の表示など)や各宿泊施設との調整などの協力依頼
	日本旅行業協会	
	長崎県旅行業協会	
	観光経済新聞、旅行新聞新社	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞への掲載依頼
OTA	じゃらん	<ul style="list-style-type: none"> ・社内での周知 ・インターネット予約サイトでの表示(本市宿泊税の概要の掲載や、予約申し込み画面における宿泊税の支払方法の表示など)や各宿泊施設との調整などの協力依頼
	JTB(るるぶ)	
	楽天	
	その他	
旅行代理店	市内、市外	
	県外	
学校関係	県内(長崎市内含む) 保育所、幼稚園、認可、各種保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の国立、県立、市立、私立学校等への周知 ・特に課税免除制度について周知
	県内(長崎市内含む) 小、中、高、特支、高等専修、高等専門学校	
スポーツ団体関係	市スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・協会内での周知 ・特に課税免除制度について周知
	市スポーツ協会配下の競技団体	
	県スポーツ協会	
	県スポーツ協会配下の競技団体	<ul style="list-style-type: none"> ・連盟内での周知 ・課税免除制度のことを大会の開催要領に記載するなど、大会参加者への周知について協力依頼
	県高等学校体育連盟	
	県中学校体育連盟	
	県高等学校野球連盟	
文化団体関係	県高等学校文化連盟	
	県中学校文化連盟	
その他	県生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知
	市生活衛生課	
	市指定管理所管課	
	九州北部税理士会長崎支部 建設業団体	